

新旧比較表

■インターネット接続サービス契約約款

変更事項	変更前	変更後
目次	第10章 雑則(第36条-第42条)	第10章 雑則(第36条-第43条)
第43条 (サイバ ー攻撃へ の対処)	該当なし	<p>当社は、<u>国立研究開発法人情報通信研究機構法（平成11年法律第162号。以下「機構法」といいます。）に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「機構」といいます。）が行う特定アクセス行為（機構法の平成13年1月6日から施行の附則第8条第4項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。）に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（事業法116条の2第1項第1号に定めるものをいいます。以下同じとします。）のおそれへの対処を求める通知に基づき、その送信型対電気通信設備サイバー攻撃により当社の電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、当社が必要と認める限度で、その特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備のIPアドレス及びその電気通信の通信日時から、その電気通信設備を接続するインターネット接続サービス利用契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。</u></p>
契約約款 附則	<p>契約約款附則（2019年11月1日） （実施期日） 1 当契約約款は一部改定し、<u>2019年11月1日</u>より実施します。 後略</p>	<p>契約約款附則（2020年1月1日） （実施期日） 1 当契約約款は一部改定し、<u>2020年1月1日</u>より実施します。 後略</p>
料金表 附則	<p>（実施期日） この料金表は、<u>2019年11月1日</u>に実施します。</p>	<p>（実施期日） この料金表は、<u>2020年1月1日</u>に実施します。</p>